

妙高市監査委員告示第 2 号

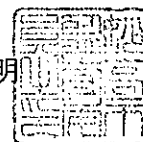
妙高市監査委員に関する条例（昭和41年条例第36号）第10条の規定に基づき、監査の結果を次のように公表する。

令和元年6月28日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫



妙高市監査委員 関 根 正 明



- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（補助金）
- 2 監査の対象
 - ・特定非営利活動法人いきいき・長沢、環境生活課（コミュニティバス運行費補助金）
 - ・特定非営利活動法人ふるさとづくり妙高、環境生活課（コミュニティバス運行費補助金）
- 3 監査の範囲 平成29年度 補助金に関する事務
- 4 監査の実施期間 平成31年3月1日 ～ 令和元年6月27日
- 5 監査の着眼点 補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の方法 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 7 監査の日程
 - (1) 書類審査 平成31年3月25日～平成31年4月25日
 - (2) 事情聴取 令和元年5月30日
- 8 監査の結果 上記補助金に関する財務事務はおおむね適正に執行されていた。